

農用地利用計画変更（除外等）手続きの流れについて

① 事前相談

除外を希望する土地が除外可能な要件にあるか否かを事前に相談すること。
別紙「農用地利用計画変更（除外等）の手続きについて」を参照ください。
(建築物を建築する場合には、建築課にて建築確認申請の事前審査も併せてすること。)

除外の要件あり

除外の要件なし ⇒ 不承認



② 書類提出 (建築物を建築する場合には、建築課の事前審査を終えていること。)

別紙「農用地利用計画変更（除外等）の手続きについて」を参照ください。



③ 計画変更案の作成

提出場所：稲沢市役所本庁舎2階 経済環境部農務課農業振興グループ
提出締切：3月1日、6月1日、9月1日、12月1日
(締切日が土曜、日曜、祝休日等で休日日に当たる場合、その前の平日)



④ 農業委員会、JA、関係する土地改良区等へ意見聴取

意見なし

意見あり ⇒ 再検討



⑤ 県へ事前協議

市、県：現地調査
県：農振対策班会議の開催
(4月、7月、10月、1月の下旬)



⑥ 県より事前協議の回答

承認 ⇒ 事前回答書の交付

不承認

※事前回答後、農業委員会事務局への農地転用申請が可能となります。



⑦ 公告縦覧

公告縦覧期間：30日間
異議申立期間：15日間



⑧ 県へ計画変更協議申出



⑨ 県より計画変更協議の同意



⑩ 変更計画の公告

この公告をもって、農振法に定める変更手続き終了。

※この事務処理に要する期間は、あくまで目安です。異議申立があった場合及び申出案件数、内容等により期間を要することがあります。

※1ha以上の除外申出は、別途調整や協議が必要です。4haを超える除外申出は、計画の総合的な見直しが必要となるため受理しません。

<令和3年12月3日現在>

約14日間

約75日間

約75日間